○紀北町移住支援事業補助金交付要綱

令和元年12月20日告示第26号

改正

令和２年４月10日告示第44号

令和３年６月28日告示第53号

令和３年９月24日告示第69号

令和４年３月23日告示第17号

令和５年３月31日告示第30号

紀北町移住支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　紀北町は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、紀北町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図ることを目的に、三重県と共同して行う紀北町移住支援事業において、東京圏から本町に移住した者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において紀北町移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとする。

２　補助金の交付に関して、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領及び紀北町補助金等交付規則（平成17年紀北町規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

(２)　東京23区　地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第１項に規定する特別区の区域をいう。

(３)　転入　本町に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録をすることをいう。

(４)　マッチングサイト　都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とした求人情報を提供するインターネットサイトをいう。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。なお、18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の４月１日時点において18歳未満の者。ただし、４月２日が18歳の誕生日の者は対象とする。）を帯同して移住する場合は、18歳未満の者１人につき100万円を加算する。ただし、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象とならない。

(１)　単身世帯　60万円

(２)　２人以上の世帯　100万円

（補助対象者）

第４条　補助金の支給を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において、次に掲げる各号の要件の全てに該当し、かつ次条又は第６条のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第７条の要件を満たす者を対象とする。

(１)　令和元年９月10日以降に紀北町に転入したこと。

(２)　補助金の申請時において、転入後３月以上１年以内であること。

(３)　補助金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

(４)　本町に住民票を移す直前の10年間のうち、５年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(５)　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(６)　移住元及び本町の税金を滞納していないこと。

(７)　申請者及び世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（「三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領」の別表に掲げる一に該当する者をいう。以下同じ。）でないこと。

(８)　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(９)　その他、町長及び三重県が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（就業に関する要件）

第５条　就業に関する要件は、次項又は第３項のいずれかに該当することとする。

２　マッチング支援事業を利用して就業した場合は、次に掲げる各号の要件の全てに該当することとする。

(１)　勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(２)　就業先が、都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(３)　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(４)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３月以上在職していること。

(５)　求人への応募日がマッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以降であること。

(６)　当該就業先において、補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(７)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

３　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合は、次に掲げる各号の要件の全てに該当することとする。

(１)　勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(２)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３月以上在職していること。

(３)　当該就業先において、補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(４)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(５)　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（テレワークに関する要件）

第６条　テレワークに関する要件は、次に掲げる各号の要件の全てに該当することとする。

(１)　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(２)　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（世帯に関する要件）

第７条　補助対象者が２人以上の世帯として申請するために必要な要件は、次に掲げる各号の要件の全てに該当することとする。

(１)　移住元において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む２人以上の世帯員が、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(２)　補助金の交付申請時において、申請者を含む２人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

(３)　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和元年９月10日以降に紀北町に転入したこと。

(４)　補助金の交付申請時において、申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、紀北町への転入後３月以上１年以内であること。

（交付の申請）

第８条　申請者は、紀北町移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　写真付身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）。ただし、申請者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写しとする。

(２)　誓約書（様式第２号）

(３)　第４条各号に掲げる要件に該当することを証する書類等

(４)　第５条に該当する場合、就業先の就業証明書（様式第３号）

(５)　第６条に該当する場合、所属先の就業証明書（様式第４号）

(６)　前条に該当する場合、同条各号に掲げる世帯の要件に該当することを証する書類等

(７)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び交付確定）

第９条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、紀北町移住支援事業補助金交付決定通知及び確定通知書（様式第５号）に交付の条件を付して申請者に通知するものとする。

２　町長は、申請内容の審査を行った結果、補助金を交付すべき要件に該当しない場合は、紀北町移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条　補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、紀北町移住支援事業補助金交付請求書（様式第７号）により、町長に補助金の交付を請求するものとし、町長はその請求に基づき、補助金を支給するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還命令）

第11条　町長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、紀北町移住支援事業補助金返還請求書（様式第８号）により、その返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、三重県と協議の上、町長が認めた場合は、この限りでない。

(１)　全額の返還　次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア　虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）

イ　補助金の申請日から３年未満の間に本町から転出した場合

ウ　第５条に該当する場合において、補助金の申請日から１年以内に当該補助金の要件に該当する職を辞した場合

(２)　半額の返還　補助金の申請日から３年以上５年以内に本町から転出した場合

（継続就業の確認）

第12条　町長は、第５条に該当する当該補助金の受給者に対し、補助金の申請日から１年を経過した日の１月以内に、就業継続証明書（様式第９号）の提出を求めるものとする。

（継続居住の確認）

第13条　町長は、当該補助金の受給者に対し、補助金の申請日から５年を経過する日までの間、１年を経過するごとに住民票（２人以上の世帯に係る交付決定を受けた場合は、世帯全員の住民票）の提出を求めるものとする。

（立入検査等）

第14条　町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は職員に関係書類を調査させることができる。

（情報共有）

第15条　町長は、補助金の申請情報、補助金の受給者の就職先情報及び補助金の返還に関する情報について、速やかに三重県に共有することとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、三重県と町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和元年12月20日から施行する。

附　則（令和２年４月10日告示第44号）

この告示は、令和２年５月１日から施行する。

附　則（令和３年６月28日告示第53号）

この告示は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和３年９月24日告示第69号）

この告示は、令和３年９月24日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月23日告示第17号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附　則（令和５年３月31日告示第30号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年３月31日までの転入者については、なお従前の例による。